

全国公共図書館協議会表彰推薦に係る Q&A

1 表彰の対象について

問 1

過去に「職員」として表彰された人が、「館長」として再度表彰を受けることは可能ですか。

答 1

「職員」と「館長」の区分は、どちらも表彰規程第2条第1項第2号「永年図書館の事務に従事し、功労のあった者」の表彰にあたるため、重複しての表彰はできません。

問 2

現職の館長は推薦できますか。

答 2

推薦はできますが、現職の場合は、「職員」の区分のみの表彰となります。館長として勤務した期間が10年を超え、かつ転退職した場合のみ「館長」の区分での表彰となります。

なお、定年退職後にそのまま再任用職員等として館長職に就いている場合も、現職とみなします。

問 3

表彰規程施行内規第2号(3)に「司書の資格を有する者で、公共図書館に勤務している者が、(後略)」とありますが、これは現在類縁機関(国立国会図書館、大学の資料編纂所、専門図書館等)勤務の場合は対象外と考えてよいでしょうか。

答 3

表彰の対象者は、基準日現在公共図書館に勤務している者であるため、現在類縁機関勤務の場合は表彰の対象となりません。

問 4

私立図書館に勤めている職員も表彰の対象に含まれますか。

答 4

現在私立図書館に勤務している職員は、表彰の対象に含まれません。

問 5

表彰規程施行内規第 2 号（3）に「司書の資格を有する者で、公共図書館に勤務している者が、（後略）」とありますが、在職中に司書の資格を取得した（司書歴だけをカウントすると 30 年に満たない）場合は、表彰の対象となりますか。

答 5

表彰の対象者は、基準日現在司書の資格を有している者であるため、表彰の対象となります。

問 6

嘱託職員やアルバイト、指定管理者に勤務する職員も表彰の対象に含まれますか。

答 6

表彰の要件を満たしていれば雇用形態は問いません。推薦館の判断にお任せします。

問 7

故人を推薦することは可能ですか。

答 7

故人については、死後 2 年間に限り表彰対象とします。

問 8

転退職した職員を推薦することは可能ですか。

答 8

表彰規程施行内規第 2 号（1）〈職員 30 年以上〉、第 2 号（2）〈館長 10 年以上の転退職者〉及び第 3 号〈委員〉に関しては、転退職後 2 年以内の者も表彰対象とします。表彰規程施行内規第 2 号（3）〈職員 30 年以上〉に関しては、転退職直前の勤務が公共図書館であれば、転退職後 2 年以内の者も表彰対象とします。

2 勤務した期間について

問 9

表彰規程施行内規第 2 号（「職員」「館長」ほかの区分）と第 3 号（「協議会委員」の区分）の期間を合算し、表彰の対象としても構いませんか。

たとえば、館長歴 3 年、協議会委員歴 12 年（現役）は表彰の対象になりますか。

答 9

表彰規程施行内規第 2 号（「職員」「館長」ほかの区分）と第 3 号（「協議会委員」の区分）

の各号の要件を満たしていないのであれば、表彰の対象にはなりません。

例で挙げた、館長歴3年、協議会委員歴12年（現役）についても、対象になりません。

※館長は内規第2号（2）により10年以上、協議会委員（現役）は内規第3号（1）により15年以上が対象です。

問 10

表彰規程施行内規第2号（1）の「30年以上」というのは、複数の図書館で勤務していた場合、通算してよいですか。

答 10

通算して構いません。なお、内規第2号（2）の館長10年以上、内規第3号（1）の協議会委員15年以上、内規第3号（2）の委員10年以上についても、同様に通算して構いません。

問 11

公共図書館職員歴が29年、館長歴が3年の場合、勤務した期間は30年以上と考えてよいですか。

答 11

館長歴も図書館に勤務している年数のため、合算して構いません。

勤務しているのが図書館であれば、表彰規程施行内規第2号（1）の「職員」の区分に該当します。

問 12

図書館ではなく図書館の新規開館のための部署にいた期間は、勤務した期間に含めてよいですか。

答 12

含めて構いません。ただし、新規開館のためではない部署（教育委員会出向等）で勤務した期間は、含めないでください。

問 13

病休と育休は、勤務した期間に含まれますか。

答 13

含まれると考えていただいて構いません。推薦館の判断にお任せします。

問 14

公民館での勤務期間は、類縁機関に勤務した期間に含まれますか。

答 14

表彰規程施行内規第 2 号 (3) のとおりです。公民館図書室の勤務であれば含まれますが、公民館図書室以外の公民館勤務は含まれません。

3 そのほか

問 15

過去に表彰を受けているか確認したいです。

答 15

推薦の有無や推薦（表彰）年度が不明な場合は、事務局までご連絡ください。

なお、2011 年度以降は、HP 上のニューズレターに表彰者を掲載しています。

<https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/zenkoutou/newsletter/index.html>

【参考】図書館法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。